

PlatonXe初期設定代行利用規約

本利用規約は、ログスウェア株式会社(以下「弊社」といいます)が提供するPlatonXe初期設定代行(以下「本サービス」といいます)の利用に関して、弊社と利用者間に適用される条件を記した規約書です。利用者が本サービスの注文書を弊社に送付する際には、利用者は本利用規約のすべての条件について同意したものとみなします。

第1条(定義)

1. 本サービスとは、統合型ラーニングソリューション「LOGOSWARE Xe」及びそれに含まれるアプリケーション「Platon Xe」を利用するサービス利用者に対し、部署登録、受講者登録、運用担当者設定・研修担当者設定、コンテンツ制作・研修割り当て・メール設定の作業を代行するサービスを指します。
2. 本利用規約において、利用者とは、本利用規約に基づく利用契約を締結して本サービスの提供を受けることが出来る者(利用契約の締結時に、利用契約を締結する主体として登録された会社、団体、個人)を指します。
3. 本利用規約において、受講者とは、利用者が当該システムを使って提供するeラーニングサービスの受講者をいいます。

第2条(個別契約の成立)

1. 本利用規約に基づく各個別契約は、利用者より送付された注文書を弊社が受領した時点をもって契約が成立するものとします。
2. 各個別契約の具体的な作業内容、サービス料金、納期等は注文書に記載されるものとし、注文書の書式は弊社指定のものを使うものとします。

第3条(個別契約のキャンセル)

1. 弊社および利用者双方ともに、自らの責に帰すべき事由により、成立済みの契約をキャンセルする場合は、該当する個別契約の料金同等額をキャンセル料として相手方に対して支払うことにより当該契約をキャンセルできるものとします。
2. ただし、天災地変や電気・インターネットを含む基本インフラの停止など、弊社および利用者双方の責に帰すべからざる事由により、契約の遂行が困難となった場合は、双方協議のうえ、契約をキャンセルあるいは契約内容の変更ができるものとします。
3. 弊社は、利用者の利用コンテンツに次の内容を含むと判断した場合は、契約をキャンセルあるいは契約内容の変更ができるものとします。
 - (1) 著作権、商標権、特許権などの知的財産権を侵害するもの、またはそれらを奪うためのもの
 - (2) 違法な情報や画像、動画の配信や共有、人種差別、ヘイトスピーチ、差別的表現など、公序良俗に反するもの
 - (3) 違法行為や不正行為、詐欺行為、違法薬物や児童ポルノの取引など、犯罪行為に関わるもの
 - (4) 個人情報収集や不正利用、または他人のプライバシーを侵害するもの
 - (5) その他、本利用規約に違反するものや、運営者に不利益を与えるもの

第4条(再委託)

1. 弊社は、弊社の責任において、各業務の一部を第三者(利用者が指定する再委託先も含みます)に再委託することができるものとします。
2. 弊社は当該再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、弊社が利用者に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとします。
3. 弊社は、再委託先の履行について利用者の責めに帰すべき事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとします。ただし、利用者の指定した再委託先の履行については、弊社に故意または重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

第5条(サービス範囲およびサービス仕様)

本サービスが利用者提供個々のサービス内容の詳細は、別途定めた「PlatonXe初期設定代行 サービス仕様書」に従うものとします。また、弊社とサービス利用者間の案件ごとの固有の取り決めは、「PlatonXe初期設定代行 作業内容確認書」に定めるものとします。

第6条(コンテンツ制作・登録パッケージ)

コンテンツ制作・登録パッケージをご利用の利用者は次の各項が適用されるものとします。

1. 制作作業の開始と中止
 - (1) 弊社は、注文書および制作に必要なすべての入稿データおよび入稿ファイルを利用者から受領した後、制作作業に入ります。
 - (2) 利用者からの入稿データおよび入稿ファイルの送付が弊社に連絡なく、注文書に記載された入稿予定日より弊社に遅れた場合、コンテンツ制作作業は中止となります。
 - (3) 利用者から送付された入稿データおよび入稿ファイルが、弊社が定める入稿仕様を満たさなかった場合、弊社はその旨を利用者に報告し、利用者からの再送付を待つものとします。弊社に連絡なく入稿仕様を満たす入稿

データおよび入稿ファイルを受領する日が、注文書に記載された入稿予定日より遅れた場合、コンテンツ制作作業は中止となります。

(4) 注文書に記載された入稿予定日より入稿データの送付が間に合わないと判断された場合、注文書に記載された入稿予定日の5日前までに弊社に連絡し合意を得られた場合、1回に限り調整可能とさせていただきます。調整可能な日程としては、当初定めていた入稿日を起算日として最長14日間とします。

(5) コンテンツ制作中止になった場合、コンテンツ制作費用の返金処理は行っていません。

(6) 入稿予定日を調整した場合、Platon Xeの運用開始日も調整した同じ日数分延ばされるものとします。

2. 制作開始後の仕様変更

(1) 弊社が利用者から注文書を受領し制作を開始した後、利用者の確認漏れによる仕様の不一致、利用者都合による仕様変更または原稿の差し替え等が発生した場合は、当該案件の再契約が選択されるものとします。

(2) 当該案件の再契約は、新たな仕様、納期、料金を弊社と利用者の中で合意をするものとします。双方の合意が得られない場合は、利用者都合によるキャンセルとして、「第3条 個別契約のキャンセル」の規程に従うものとします。

3. 仮納品と中間レビュー

(1) 弊社は制作過程の途中で、制作内容についての利用者の確認および承認を得るために制作物を仮納品し、最大1週間の中間レビュー期間を設けます。弊社は、中間レビュー期間内に利用者から指摘された箇所の修正を施した上、残作業を進めることとします。

(2) 前項において、修正可能な箇所には、利用者都合による仕様変更や原稿差し替えは含まれず、それらは「第6条2項 制作開始後の仕様変更」の規程に従うものとします。

4. 成果物の納品方法

(1) 成果物の納品方法は、注文書に記載されるものとします。

5. 検査及び検収

(1) 利用者は、注文書に特別な定めのない限り、成果物の受領後1週間以内(以下「検査期間」といいます)に検査を行い、可否を弊社に報告するものとします。注文書に検査期間の定めがある場合は、その取り決めが優先されます。検査期間内に検査結果の報告がない場合は、検査に合格したものとみなし検収とします。

6. 検査可否の基準

(1) 成果物に対する検査可否は、「PlatonXe初期設定代行 作業内容確認書」に従い利用者と弊社間で事前合意された仕様に照らし合わせて、逸脱した箇所があるか否かにより判定されるものとします。

7. 再検査

(1) 前二項の検査の結果、不合格のものがあつた場合、弊社は、成果物を両者が合意した期間内に修補し、利用者の再検査を受けるものとします。再検査および検収の手続きについては、前二項の定めを準用します。

第7条 支払条件

1. 利用者から弊社に支払われる料金は、運用の開始に先立ち、弊社の指定する銀行口座に振り込まれるものとします。また、振込手数料は利用者が負担するものとします。

2. 前項の定めに関わらず、利用者と弊社間で別途支払い条件を定めた場合は、支払い条件を注文書に記載し、その取り決めに従うものとします。

第8条 契約不適合責任

1. 「PlatonXe初期設定代行 作業内容確認書」に基づく仕様との不適合(以下「不適合」という。)が発見されたとき、利用者は弊社に対して当該不適合の修正を請求することができ、弊社は、当該不適合を修正するものとします。但し、弊社がかかる修正責任を負うのは、検収後3か月以内に発見された弊社の責に帰すべき不適合に限るものとします。

2. 利用者は不適合を知った時から1か月以内に弊社に通知するものとします。

第9条 免責

1. 弊社は、弊社がウェブサイトで公開している推奨動作環境以外の環境における成果物の動作を保証しません。また、弊社は、推奨動作環境を適時変更および更新ができるものとします。

2. 弊社は、OS、Web閲覧ブラウザ等他社製ソフトウェアの不具合を起因とする事象について、その責任を負わないものとします。

3. 弊社は、検収後にリリース(アップデートを含む)されたハードウェアやソフトウェアとの組み合わせにおける成果物の動作について、その責任を負わないものとします。

第10条(損害賠償の制限)

1. 弊社の故意または重過失がある場合を除き、本サービス、または利用契約等に関して、弊社が利用者に対して負う損害賠償の範囲は、弊社の責に帰すべき事由により、または弊社が利用契約等に違反したことが直接の原因で利用者に現実発生した通常の損害に限定され、利用者に現実発生した損害につき、当該損害の直接の原因となった本サービスの利用料金相当額を限度として、賠償責任を負うものとします。弊社の責に帰することができない事由から生じた損害、弊社の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益について弊社は賠償責任を負わないものとします。

第11条(個人情報の保護)

1. 弊社は、本サービスに関連して知り得た受講者の個人情報を、弊社の定める情報セキュリティポリシーに基づき厳密に管理し、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、漏洩等が発生しないよう合理的な安全対策を実施します。また、契約期間終了から3か月経過後に速やかに関連データを破棄します。

第12条(機密保持)

1. 弊社および利用者は、本サービスに関連して知り得た個人情報(「個人情報の保護に関する法律」第2条に定める個人情報をさす。)を本利用規約の有効期間はもちろん、その終了後においても、第三者に漏洩してはならないものとします。

2. 弊社に送付いただいた教材資料、受講者リストのデータは、サービス期間終了から1か月間は弊社内で保存し、その後弊社の責任を持って破棄するものとします。

3. 弊社および利用者は、本サービスに関連して知り得た利用者の営業上、技術上、その他一切の機密情報を、各個別案件の有効期間はもちろん、その終了後においても、第三者に漏洩してはならないものとします。ただし、既に公知もしくは入手可能となった情報は適用外とします。

第13条(本サービスの廃止)

1. 弊社は、次の各号のいずれかに該当する場合、本サービスの全部、または一部を廃止するものとし、廃止日をもって利用契約の全部、または一部を解約することができるものとします。

(1) 廃止日の90日前までに利用者に通知した場合

(2) 天変地変等不可抗力により本サービスを提供できない場合

2. 前項に基づき、本サービスの全部、または一部を廃止する場合、弊社はすでに支払われている利用料金等のうち、廃止する本サービスについて提供しない日数に対応する額を日割計算にて利用者に返還するものとします。

第14条(反社会的勢力の排除)

1. 弊社および利用者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、「反社会的勢力」という)のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

2. 弊社は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明します。弊社は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、それにより利用者に損害が生じてもこれを賠償することはありません。

(1) 反社会的勢力に該当すると認められるとき

(2) 経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき

(3) 反社会的勢力を利用していると認められるとき

(4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

(5) 役員もしくは経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

第15条(準拠法、合意管轄)

本利用規約および本サービスの準拠法は、日本国内法とします。本利用規約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第16条(協議)

利用者および弊社は、本利用規約の条項につき疑義が生じた場合および定めのない事項については、信義誠実の原則に従い協議の上これを解決するものとします。

以上

改定履歴
初版発行(2024年10月1日)